衆議院議員大西健介提出安倍首相のトランプ米国大統領とのゴルフ中の映像についての削除依頼に関する質問に対する答弁書
衆議院議員大西健介提出「新たな社会的養育ビジョン」に関する質問に対する答弁書
衆議院議員**逢**坂誠二提出第四回主要原子力施設設置者の原子力部門の責任者との意見交換会における電気事業連合会の報告に関する質問に対する答弁書
衆議院議員**逢**坂誠二提出神戸製鋼所の製品のデータ改ざんに関する再質問に対する答弁書

報告書受領

十一月二十一日内閣から次の報告書を受領した。
国の債権の管理等に関する法律第四十条の規定による平成二十八年度国の債権の現在額総報告
物品管理法第三十八条の規定による平成二十八年度物品増減及び現在額総報告

参議院

議事日程

十一月二十二日の議事日程は次のとおり。
議事日程　第四号
平成二十九年十一月二十二日（水曜日）
午前十時開議
第一　国務大臣の演説に関する件（第三日）

議案提出

十一月二十一日内閣から次の議案が提出された。
平成二十八年度一般会計歳入歳出決算、平成二十八年度特別会計歳入歳出決算、平成二十八年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十八年度政府関係機関決算書
平成二十八年度国有財産増減及び現在額総計算書
平成二十八年度国有財産無償貸付状況総計算書

議案参領（予備審査）

十一月二十一日内閣から次の議案が送付された。
平成二十八年度一般会計歳出決算
平成二十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
平成二十八年度特別会計予算総則第二十条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

答弁書受領

十一月二十一日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員有田芳生提出トランプ大統領来日と日朝ストックホルム合意に関する質問に対する答弁書（第一一号）
参議院議員三田龍平提出高齢者や障害者に対する悪質な携帯電話等契約被害に関する質問に対する答弁書（第一一号）

報告書受領

十一月二十一日内閣から、国の債権の管理等に関する法律第四十条の規定による平成二十八年度国の債権の現在額総報告を受領した。
また、同日内閣から、物品管理法第三十八条の規定による平成二十八年度物品増減及び現在額総報告を受領した。

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、十一月二十日午前十時五分御出門、地方自治法施行七十周年記念式典に御臨席のため、東京国際フォーラム（千代田区）へ行幸啓、同十一時七分還幸啓になった。

行啓

皇后陛下は、十一月二十日午後二時三十二分御出門、公益社団法人日本看護協会　創立七十周年記念式典に御臨席のため、東京プリンスホテル（港区）へ行啓、同三時三十三分還啓になった。

官庁報告

官庁事項

庁舎移転

人事院四国事務局は次のとおり移転します。
平成二十九年十一月二十四日　人事院
一　移転先　香川県高松市サンポート三番三十三号高松サンポート合同庁舎南館二階
一　電話番号　（〇八七）八八〇―七四四〇
一　郵便番号　七六〇―〇〇一九
一　旧所在地　香川県高松市松島町一丁目十七番三十三号
一　業務開始日　平成二十九年十一月二十七日

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

山形労働局最低賃金公示第２号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金（平成20年山形労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。
平成29年11月24日
山形労働局長　庭山　佳宏
第４号中「１時間798円」を「１時間816円」に改める。
附　則
この決定は、平成29年12月25日から効力を生ずる。

山形労働局最低賃金公示第３号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年山形労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。
平成29年11月24日
山形労働局長　庭山　佳宏
第４号中「１時間782円」を「１時間800円」に改める。
附　則
この決定は、平成29年12月25日から効力を生ずる。

山形労働局最低賃金公示第４号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、山形県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成20年山形労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。
平成29年11月24日
山形労働局長　庭山　佳宏
第４号中「１時間797円」を「１時間815円」に改める。
附　則
この決定は、平成29年12月25日から効力を生ずる。

山形労働局最低賃金公示第５号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、山形県自動車整備業最低賃金（平成20年山形労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。
平成29年11月24日
山形労働局長　庭山　佳宏
第４号中「１時間801円」を「１時間819円」に改める。
附　則
この決定は、平成29年12月25日から効力を生ずる。

茨城労働局最低賃金公示第３号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、茨城県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年茨城労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。
平成29年11月24日
茨城労働局長　西井　裕樹
第４号中「１時間841円」を「１時間859円」に改める。
附　則
この決定は、平成29年12月31日から効力を生ずる。

茨城労働局最低賃金公示第４号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金（平成20年茨城労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。
平成29年11月24日
茨城労働局長　西井　裕樹
第４号中「１時間837円」を「１時間855円」に改める。
附　則
この決定は、平成29年12月31日から効力を生ずる。